

第13回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和元年9月20日  
 告示番号 第9号  
 会議年月日 令和元年9月25日  
 会議の場所 一関市川崎町 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 小野寺 英 幸  
 局長補佐 金 野 隆  
 企画係長 千 葉 奈津枝  
 主任主事 阿 部 喜 昭

本日の案件 第13回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後1時36分

議 長	<p>本日の出席委員は22名であります。                  定足数に達しておりますので、第13回一関市農業委員会総会を開会いたします。                  なお、9番 永畠 委員より欠席の旨の届け出がありました。                  それから、佐藤 均 委員が若干遅れてまいるようでございます。</p>
議 長	<p>行事報告につきましては、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。                  議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。                  (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に3番 皆川 清喜 委員、4番 千葉 綾雄 委員を指名いたします。                  書記には、千葉係長、阿部主任主事を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案審議に入ります。                  「報告第27号 専決処分の報告について」を上程いたします。                  局長より説明いたさせます。</p>
局 長	<p>それでは、1ページをお開き願います。</p>

報告第27号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による届出について、別紙のとおり専決処分をしたので、農地法関係事務処理要領の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものです。

専決処分の日は、令和元年9月17日であり、専決処分した内容につきましては、先月の総会以後、相続による届出に対し受理と決定したもので、記載の第1号から3ページの第4号までの4件、4名の方からの相続による届出に対して受理と決定をしたものです。

この専決処分につきましては、相続などにより、農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得したことの届出に対し、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付」と規定されていることから、その処理を総会の審議を経ないで、会長において専決処分し、届出者に対し、それぞれ受理の通知をしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第27号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございますか。

(なしの声あり)

議 長  
議 長

なければ、報告第27号の質疑を終わります。

次に、「報告第28号 農地現状変更届出の報告について」を上程いたします。

局 長

局長より説明いたさせます。

4ページをお開き願います。

報告第28号 農地現状変更届出の報告について、その内容をご説明いたします。

このことにつきましては、農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であります。記載の第1号から第4号までの4件、8筆の現状変更届出を受理したので、これを一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき、報告するものでございます。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域農業委員及び推進委員に、届出の内容について通知をしております。

届出に係る土地の所在地、届出人等につきましては記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土及び切土による整備分となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第28号」の説明を終わります。

この際、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第28号の質疑を終わります。

次に、「議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を上程いたします。

局長より説明いたさせます。

5ページをご覧ください。

議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容を説明いたします。

最初に関地域に係る申請2件でございます。

第1号については、譲渡人が遠方に居住しており管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため使用貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり、令和6年9月30日までの5年間となっております。

次に、千厩地域に係る申請2件でございます。

第3号については、譲渡人が遠方に居住しており管理できないことから、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

6ページをご覧ください。

第4号については、譲渡人が施設に入所しており、耕作が困難であるため、譲受人が経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。

最後に、藤沢地域に係る申請1件でございます。

第5号については、譲受人が既に耕作・管理している農地では

議 長  
議 長  
局 長

		ありますが、経営規模拡大のため贈与により取得しようとするものです。
		以上5件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第93号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果の報告をお願いいたします。
23番		まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。
三浦 善昭 委員		一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。
		現地調査日、令和元年9月13日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 三浦、農地利用最適化推進委員 木村、佐々木兩名、事務局職員 小野寺事務局長、阿部主任主事、千葉主任。
		報告内容、第1号から第2号について、別紙現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
		す。
		以上です。
議	長	ありがとうございました。
		次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。
24番		千厩地域の農地法第3条現地調査報告を行います。
千田 幹雄 委員		現地調査日が令和元年9月11日、午前9時半より実施しております。
		現地調査員は農業委員が千田、農地利用最適化推進委員が千葉と小野寺、事務局職員が西巻主査、支所職員が畠山産業経済課農林係長。
		報告内容ですが、第3号及び第4号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題はないと思われま
		す。
		以上です。
		ありがとうございました。
		次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。
議	長	藤沢地域の農地法第3条の現地調査報告を行います。
14番		現地調査日は令和元年9月11日、水曜日、午後2時より行って
畠山 信吾 委員		

おります。

調査員が農業委員として 佐々木 栄一 委員と私 畠山、それから農地利用最適化推進委員は 畠山 誠志 委員でございます。

支所職員は佐藤産業経済課主事でございます。

第5号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可とする方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場です。

よって、「議案第93号」を可と決めます。

議 長

次に、「議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは、7ページをお開き願います。

議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についての議案についてご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により申請があったので、可否について意見を求めるものです。

本議案に係る申請は20件で、一関地域5件、花泉地域2件、大東地域9件、千厩地域2件、室根地域1件、藤沢地域1件でございます。

まず第1号でございますが、譲受人が集合住宅2棟の建築を行うために転用申請をするものでございます。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域及び第1種低層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

次に、第2号は、譲受人が一般住宅用地6区画を宅地分譲整備したために転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地と判断いたしました。

第3号でございますが、借受人が、県工事「経営体育成基盤整備事業滝沢地区第7号工事」に伴う現場事務所及び駐車場、資材置場等として令和2年6月30日まで農地の一部を賃貸借して一時転用申請するものでございます。

農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

続きまして、8ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が集合住宅2棟の建築を行うために転用申請をするものです。

農地区分は、上下水道管が埋設してある幅員4m以上の道路沿いの農地で、500m以内に小学校及び幼稚園などの教育施設等の公共・公益的施設が存在する農地であることから第3種農地と判断いたしました。

続きまして、第5号でございます。

第5号でございますが、お手元に1枚もののA3判で刷りました平面図、こちらを用意してございますので、これを見ながらご説明をしたいと思います。

その内容でございますが、借受人がトラック洗車場及びトラック駐車場と従業員駐車場、合計10台分として利用する賃貸借の一部追認案件でございます。

それで、この図面を添付した理由でございますが、太枠で全部囲んである部分が今回の申請の分でございますが、上半分、新規分と書いたところ、こちらが新たな部分でございますが、下の追認分と書いたところが追認分による申請の分ということで、わかりやすく表示したものでございます。

それで、本件でございますが、平成27年8月に、申請対象地の隣地であります真柴字祈禱沢19-8、これは図面でいうと右側のほうでございますけれども、農地転用申請により翌年に営業倉庫が完成しております。

造成の際の残土について、工事車両の取り回し敷地も必要なことから、今回の申請地、真柴字祈禱沢19-7の一部、この一部と

というのが先ほど言いました追認分で、囲っている下の部分のところでございます。

この隣地19-8の残地と思い込んで砂利敷にして、工事終了後もそのまま駐車場として利用しておりました。

今回、転用申請地、真柴字祈禱沢19-7の測量を行ったところ、駐車場になっている部分が農地であることが判明したので、一部追認により許可を求めるものでございます。

借受人・貸付人双方とも、農地法の手続きを失念したことを深く反省しており、悪意はありませんので、適切な処理がなされていけば許可になったと思われまます。

なお、申請人双方から、始末書が提出されております。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

続きまして、第6号でございます。

借受人が、県工事「農道整備事業上新田一ノ沢地区第2号工事」に伴う現場休憩所及び駐車場並びに資材置場として、令和2年3月31日まで農地の一部を賃貸借して一時転用申請するもので、農地区分は第2種農地と判断いたしました。

事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

続きまして、9ページをお開きください。

第7号は、親子間の贈与により譲受人が自己住宅を建築したいので転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、集落に接続して設置されるものであることから転用に問題ないものと考えます。

次に、第8号から10ページにわたって、第12号までの5件、合計7筆についてあわせて説明いたします。

本案は、県工事「一般国道343号（仮称）渋民トンネル築造工事」に伴いまして、仮設道路及び資材置場用地に係る一連の農地について、令和2年12月31日まで賃貸借して一時転用しようとするものです。

なお、貸付人及び転用目的等は各号に記載のとおりであり、借受人は同じ請負業者となっております。

農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

11ページをご覧ください。

第13号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

次に、第14号から12ページにわたりまして、第16号までの3件、4筆についてあわせて説明をいたします。

本案は、大東町渋民「市道大洞地第2支線側溝修繕工事」に伴いまして、工事用仮設道路に係る農地の一部について、令和2年4月30日まで賃貸借して一時転用しようとするものです。

なお、貸付人及び転用目的等は各号に記載のとおりであり、借受人は同じ請負業者となっております。

農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

続きまして、第17号でございます。

第17号は、譲受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第2種農地と判断いたしました。

第18号は、借受人が自己住宅を建築するために転用申請をするものです。

農地区分は、第3種農地と判断いたしました。

第19号をご覧ください。

13ページになります。

借受人が携帯電話無線基地局設置に伴う作業ヤードとして利用したいので、農地の一部について使用賃貸借して、許可日から6か月間、一時転用申請するものです。

農地区分は、農振農用地区域内に存在する農地ですが、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

最後に、第20号でございます。

借受人が、「市道又木線側溝修繕工事」に伴う資材、土置場として、令和元年12月31日まで賃貸借して一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、3年以内の一時転用であり、事業完了後速やかに現状復旧する計画であることから転用に問題はないものと考えます。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載されているとおりで



議 長

23番  
三浦 善昭 委員

す。

また、適用法令等を確認したところ、第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第94号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の報告をお願いいたします。

まず、一関地域の担当委員の方、よろしく願いいたします。

一関地域の農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、現地調査員につきましては、3条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第2号、申請人が宅地分譲する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第3号、申請人が公共工事に伴う現場事務所及び駐車場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみであり、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われます。

なお、本工事は、岩手県発注の「経営体育成基盤整備事業滝沢地区第7号工事」であることを申し添えます。

第4号、申請人が集合住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定としていることから、周辺農地に影響はないと思われます。

第5号、申請人が大型車両の洗車場並びに大型車両及び従業員用駐車場として利用する計画であり、洗車排水は沈殿槽によりろ過した後、側溝へ放流することから、周辺農地に影響はないと思われます。

なお、本計画のうち駐車場に係る分は、平成27年頃に隣接農地を転用した際、誤って整備したことから、一部追認により許可を求めるとのことでございます。

議 長

18番  
佐藤 多賀幸 委員

以上でございます。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、お願いいたします。

それでは、花泉地域の農地法第5条現地調査につきまして、ご報告させていただきます。

現地調査日は令和元年9月11日、午後1時30分よりです。

現地調査員は農業委員 私 佐藤です。

それから農地利用最適化推進委員は及川 善喜 委員、佐藤 文一 委員です。

それから支所職員として後藤産業経済課主任が立ち合っています。

報告内容につきましては、別紙農地転用等現地調査書によって現地確認を行った結果、下記のとおり報告させていただきます。

第6号でございますが、申請地は、JR清水原駅から北東に約6kmの位置にありまして、周囲は東・北側が農地、西側が農地及び原野、南側が農地及び市道となっております。

申請人が公共工事に伴う休憩所及び資材置場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思います。

なお、本工事は、岩手県発注の「農道整備事業上新田一ノ沢地区第2号工事」でございます。

第7号についてでございます。

申請地は、JR花泉駅から北東に約990mの位置にあり、周囲は東・西・北側が農地、南側は市道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないと思います。

以上でございます。

議 長

5番  
鈴木 勝 委員

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

大東地域、農地法第5条現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和元年9月11日、水曜日、午前9時半より行いました。

現地調査員といたしまして、農業委員 石川 誠司委員、鈴木、農地利用最適化推進委員といたしまして 佐藤 正夫委員、事務局職員 千葉 東 主任、支所職員 熊谷 香織 産業経済課主査。

報告内容といたしまして、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告をいたします。

第8号から第12号、申請地は、大東支所から西に約3.2kmの位置にある洪民字館下地内にあり、周囲は29、29-1、30-1は東側が市道、西・南側が現況原野、北側が農地となっており、31-1は東・南・西側が農地、北側が市道となっており、33-1、33-4は東・北側が河川、西・南側が市道となっており、35-1は東・南側が現況原野、西側が市道、北側が農地となっている。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

なお、本工事は、岩手県発注の「一般国道343号（仮称）洪民トンネル築造工事」でございます。

第13号、申請地は、大東支所から南西に約860mの位置にあり、周囲は東側が市道、西・南側が農地、北側が国道となっております。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続を予定していることから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

第14号から第16号、申請地は、JR摺沢駅から北に約3.1kmの位置にあり、周囲は東側が宅地、西・北側が農地、南側が市道となっている。

申請人が公共工事に伴う仮設道路及び表土置場として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。

なお、本工事は、一関市発注の「市道大洞地第2支線側溝修繕工事」でございます。

以上、報告を終わります。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

現地調査日、調査員につきましては第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおりでございますので報告いたします。

議 長

24番

千田 幹雄 委員

議 長  
4 番  
千葉 綾雄 委員

第17号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。第18号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はないものと思われま

す。以上でございます。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。

農地法第5条現地調査報告書、室根地域です。

令和元年9月11日、木曜日、午前9時より行いました。

現地調査員として農業委員 千葉、農地利用最適化推進委員 岩淵 正昭、菅原 隆儀、支所職員として畠山産業経済課課長補佐。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第19号、申請地は、室根支所から南に約10.6kmの位置にあり、周囲は東・西・北側が農地、南側が原野となっております。

申請人が携帯電話無線基地局設置工事に伴う作業ヤードとして一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はないと思われま

す。以上、報告いたします。

ご苦労様でした。

次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告を行います。

調査日、調査員とも第3条と同じでございますので、割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行いましたので、報告いたします。

第20号についてでございます。

申請人が公共工事に伴う資材置場等として一時的に利用する計画であり、排水は雨水のみで、事業完了後は速やかに農地へ復旧することから、周辺農地に影響はございません。

なお、本工事は、一関市発注の「市道又木線側溝修繕工事」であります。

以上でございます。

議 長  
14番  
畠山 信吾 委員

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第94号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第94号」を許可相当と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第95号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>議案第95号 一関市農用地利用集積計画の決定についての議案内容を説明いたします。</p> <p>一関市長より審議依頼があったので、一関市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。</p> <p>本案に係る申請は、利用権貸借が6件、農地中間管理機構との使用貸借による個別案件が1件でございます。</p> <p>初めに15ページの「利用権貸借」についてですが、第1号については、花泉地域に係る申請でございます。</p> <p>第2号から16ページの第4号については、大東地域に係る申請でございます。</p> <p>第5号については、千厩地域に係る申請でございます。</p> <p>17ページ、第6号については、室根地域に係る申請でございます。</p> <p>次に18ページ、農地中間管理機構との使用貸借による個別案件ですが、第1号については花泉地域に係る「使用貸借」に係る申請でございます。</p> <p>以上、各申請の詳細については記載されているとおりでございますのでご覧願います。</p> <p>また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定した要件において、「集積計画の内容が基本構想に適合</p>

議長

するものであること」、そして「利用権の設定を受けた後において要件を備えることとなること」の両方を満たしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

以上で「議案第95号」の説明を終わります。

審議願います。

10番

1点お伺いをいたします。

佐藤 和威治 委員

審議依頼が市長からとありますが、審議依頼の日付はいつだったのでしょうか。

局長補佐

審議依頼の日というのはいつかというご質問でございますが、この利用権設定の申請を受け付けているのは各支所で、もしくは本庁で受付して申請が上がってきます。

ということで、個別的に見れば、審議依頼の日というのは、その受付した日と解釈できることになりまして、それをまとめて本庁で議案として上程しているということになります。

すみません、日にちという話を言い忘れました。

本日の9月25日で議決をいただければ、その日でもって利用集積計画が決まりますので、日付は9月25日ということになります。

支所で受付して、それぞれその申請書は、支所で保管してございます。

なので、受け付けた日がいつかということは、ちょっとこちらで今すぐはちょっとわかりかねるところでございます。

議長

暫時休憩いたします。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時19分 再開)

議長

再開いたします。

局長

審議依頼があった日にちということでありましたけれども、ただいま各支所それぞれという話でしたが、受付の期限ということで申し上げますと、農地法と同じく、毎月5日とその月の総会に係る議案の期限となっておりますので、いずれにしても、その月の5日までに受け付けたものということでございます。

10番

何でこれをお聞きしているかということ、申請があつて、申請したものが、先ほどの答弁だと支所で受け付けましたと、支所で受付をして申請があればこの利用集積計画に自動的に載りますということなんですね。

佐藤 和威治 委員

どこかの段階でこの計画の審議というものが無いのでしょうか

か。

そして、どこかで審議をして、事前審議になるか、調整がされて、市長から審議依頼がある、そういう経過ではないのでしょうか。

そういうのではないのでしょうか。

一発で申請がある、農業者から申請があれば、この利用集積計画に載ってきて、この農業委員会の総会で審議される、そういう性格のものなのではないのでしょうか。

局長補佐

一発で出しているかというところに関して言えば、各支所で当然、担当の方が書類をチェックして、間違いがないかどうかをみんな見て、そして出しているというのが実際としてあります。

それから、前にもお話ししたかもしれませんが、農業経営基盤強化促進法の第18条には、農業委員会の決定を経たものでなければ計画書は定められませんので、ですから、日にちもこういう形になります。

議

長

よろしいですか。

再々質問になりますので。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

議

長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。

「議案第95号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場です。

よって、「議案第95号」を可と決します。

議

長

次に、「議案第96号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

局長補佐より説明いたさせます。

局長補佐

それでは、19ページのほうをお開き願います。

議案第96号 農用地利用配分計画案に係る意見についての議案の内容についてご説明いたします。

一関市長より、20ページのとおり、農用地利用配分計画案に係る協議があったので、意見を求めるものでございます。

21ページをお開き願います。

		<p>本議案に係る申請は、使用貸借権が1件でございます。</p> <p>第1号は、花泉地域に係る申請です。</p> <p>以上、各申請の内容については記載されているとおりです。</p> <p>また、意見決定に係る受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果、十分満たしております。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>以上で「議案第96号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第96号 農用地利用配分計画案に係る意見について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場です。</p> <p>よって、「議案第96号」を可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第97号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を上程いたします。</p> <p>局長補佐より説明いたさせます。</p>
局長補佐		<p>それでは、22ページをお開き願います。</p> <p>議案第97号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否についての議案内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものであります。</p> <p>本議案に係る申請は、一関地域1件、大東地域1件、千厩地域1件、室根地域1件、藤沢地域1件でございます。</p> <p>申請の内容は、記載されているとおりですのでご覧願います。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過又は農地として管理されておらず、農地として復旧することが困難となっていることから農地性は失われております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>以上で「議案第97号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連し、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果についての報告をお願いいたします。</p>



23番  
三浦 善昭 委員

まず、一関地域の担当委員の方、お願いいたします。  
それでは、一関地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては、3条、5条と同じなので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地はJ R真滝駅から西に約1.6kmの位置にあり、周囲は東・南・北側が原野、西側が原野、現況雑種地となっている。

昭和52年頃から自宅進入路、宅地及び駐車場として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、お願いいたします。

5番  
鈴木 勝 委員

それでは、大東地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

調査日、調査員につきましては5条と同様ですので、割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、平成9年頃から宅地進入路及び庭として利用しており、既に農地性は失われているということです。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、お願いいたします。

24番  
千田 幹雄 委員

千厩地域の農地法適用外現地調査の報告を行います。

現地調査日、調査員につきましては、第3条、5条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容ですが、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、次のとおりでございますので報告いたします。

第3号、申請地は、J R小梨駅から南に約3.5kmの位置にあり、周囲は東側が公衆用道路、西・北側は現況山林、南側が市道となっております。

平成5年頃から耕作管理ができず山林化しており、既に農地性は失われております。

議 長

4番  
千葉 綾雄 委員

以上でございます。  
ありがとうございました。  
次に、室根地域の担当委員の方、お願いいたします。  
室根地域、適用外現地調査報告をいたします。  
調査日等は5条と同じでございますので、割愛いたします。  
報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第4号、申請地は、J R折壁駅から南に約1.3kmの位置にあり、周囲は東側が宅地及び農地、西・南側が山林及び原野、北側が市道となっております。

昭和63年頃から耕作できず原野化しており、既に農地性は失われているところでございます。

議 長

14番  
畠山 信吾 委員

報告を終わります。  
ありがとうございました。  
次に、藤沢地域の担当委員の方、お願いいたします。  
藤沢地域の農地法適用外の現地調査報告を行います。  
調査日、調査員につきましては第3条、第5条と同じでございますので、割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行いましたので、報告をいたします。

第5号についてでございます。  
昭和63年頃から宅地進入路等として利用しており、既に農地性は失われております。

議 長

以上でございます。  
ありがとうございました。  
以上で現地調査の結果説明を終わります。  
審議願います。

議 長

(なしの声あり)  
審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。  
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。  
「議案第97号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)  
挙手満場です。  
よって、「議案第97号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。  
第13回一関市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。  
(午後 2 時31分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員